

米原市嘱託員（心理判定員）募集要項

滋賀県米原市嘱託員採用試験を次のとおり行います。

平成30年2月27日

米原市長 平尾道雄

1 採用予定人員 嘱託員（心理判定員） 1人

2 勤務条件

- ① 勤務内容 心身の発達に関する相談および指導ならびに発達検査
- ② 勤務場所 米原市役所山東庁舎健康づくり課内発達支援センター
- ③ 任用期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- ④ 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで
1週間の勤務日数 4日
- ⑤ 賃 金 月額 183,300円
- ⑥ 手 当 通勤費（一般職員に準じた通勤手当相当分）
- ⑦ 加入保険 健康保険、厚生年金および雇用保険
- ⑧ 休 暇 休暇制度あり（ただし、市の規程による。）
- ⑨ 勤務を要しない日

土、日曜日および米原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条で定められた休日

- 3 受験資格
- ・臨床心理士または臨床発達心理士資格を有すること（平成30年4月1日までに取得見込みの者を含む。）。
 - ・パソコンによりエクセル、ワードの基礎程度の事務ができること。
 - ・普通自動車運転免許を有すること。

4 試験

- ① 日 時 平成30年3月13日（火）午後1時30分から
- ② 場 所 米原市長岡1206番地 米原市役所山東庁舎
- ③ 持 ち 物 履歴書（写真添付のこと。）、筆記具、資格者証（写）
- ④ 方 法 作文試験 課題に対する考え方等について記述式による筆記試験を行います。
口述試験 面接による試験を行います。

5 結果発表 平成30年3月20日（火）ごろに内定通知をします。正式な通知は平成30年度予算の議決後（平成30年3月下旬）になります。

6 試験申込

① 期 間 平成30年2月27日（火）から平成30年3月12日（月）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）受け付けます。ただし、土曜日および日曜日を除きます。

② 方 法 申込みは、電話またはFAXで受け付けます。

FAXの場合は氏名、連絡先を記入の上、以下へお申し込みください。

米原市役所健康福祉部健康づくり課

電 話 0749-55-8105

FAX 0749-55-2406

7 注意事項 地方公務員法第16条（欠格条項）のいずれかに該当する人は、受験できません。

<欠格条項>

ア 成年被後見人または被保佐人

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 米原市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

8 問合せ先

米原市役所健康福祉部健康づくり課

電 話 0749-55-8105

FAX 0749-55-2406